

4. 令和4年度 東京支部事業計画(案)

令和4年度 東京支部事業計画（案）

基本方針

- ◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施
- ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供
- ◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材及び組織体制の強化

1. 基盤的保険者機能関係

- ①. 健全な財政運営【新規】
- ②. サービス水準の向上
- ③. 限度額適用認定証の利用促進
- ④. 現金給付の適正化の推進
- ⑤. 効果的なレセプト内容点検の推進
- ⑥. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化
- ⑦. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- ⑧. 被扶養者資格の再確認の徹底
- ⑨. オンライン資格確認の円滑な実施
- ⑩. 業務改革の推進【新規】

2. 戦略的保険者機能関係

- ①. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
 - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) コラボヘルスの推進
- ②. 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進
- ③. ジェネリック医薬品の使用促進
- ④. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
- ⑤. 関係団体との事業連携の推進
- ⑥. 調査研究の推進【新規】

3. 組織・運営体制関係

- ①. 人事制度の適正な運用【新規】
- ②. OJTを中心とした人材育成
- ③. 本部支部間の連携の強化【新規】
- ④. リスク管理
- ⑤. コンプライアンスの徹底
- ⑥. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

令和4年度 事業計画（東京支部）（案）

分野	令和4年度（案）	【参考】令和3年度
1. 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、事業主・加入者への働きかけ（<u>健診・保健指導・重症化予防・健康経営</u>）を強化する。 ・ 医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。 ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。 ◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材及び組織体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。 ・ <u>令和5年1月以降のシステム刷新・職務改革を見据えた準備を行い、実践する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、加入者・事業主への働きかけ（<u>予防・診断・治療・予後</u>）を強化する。 ・ 医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。 ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の審査・支払事務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。 ◆ 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。
2. 基盤的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>健全な財政運営【新規】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</u> ・ <u>今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</u> 	<p>※令和4年度より追加</p>

<p>【重要度：高】</p> <p><u>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</u></p> <p><u>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>	
<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■KPI：(1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする。 (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>98.6%</u>以上とする。【支部】</p>	<p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■KPI：(1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする。【全支部一律】 (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>98.3%</u>以上とする。【支部】</p>

<p>令和4年度は「2.⑩」に記載</p>	<p>② <u>最適な事務処理体制（山崩し方式）による生産性の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>業務マニュアル</u>」や「<u>手順書</u>」に基づく<u>統一的な事務処理を徹底し、業務プロセスの標準化・効率化・簡素化を推進する。</u> ・<u>業務量の多寡や優先度に対応する柔軟な事務処理体制（いわゆる山崩し方式）を実践し、職員の多能化を図り、更なる生産性の向上を目指す。</u>
<p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 	<p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。
<p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>標準化した業務プロセスを適正に履行し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</u> ・<u>0JTによる処理能力の向上とジョブローテーションによる多能化を実現し、組織力を向上する。</u> ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化<u>プロジェクトチーム</u>を効果的に活用し、事業主への立入検査を<u>積極的に実施する。また、本部から提供される不正の疑いのある支給済みデータに基づき申請者への照会業務を実施し、現金給付の適正化に取り組む。</u> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 	<p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不正の疑いのある申請について重点的な審査を行う。また、不正が疑われる事案については、保険給付適正化 PT の議論を経て事業主への立入検査を実施する。</u> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
<p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <p>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、<u>効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査</u></p>	<p>⑤ 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>レセプト内容点検効果向上にむけた行動計画に基づき、<u>レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検により、査定率向上に取</u></p>

<p><u>レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</u>具体的には、<u>研修や勉強会により知識を深めつつ</u>、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一斉点検期間を一定期間確保することによる高額査定確保と、自動点検システムを活用した点検・テンプレートの充実による点検範囲の拡大に努める。</p> <p>【困難度：高】 <u>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。</u>また、<u>社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。</u>そのような中で、<u>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</u></p> <p>■ KPI：(1) 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 <u>（※）</u> について対前年度以上とする <u>（※） 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</u></p> <p>(2) 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>	<p><u>組む。</u>具体的には、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一斉点検期間を一定期間確保することによる高額査定確保と、自動点検システムを活用した点検・テンプレートの充実による点検範囲の拡大に努める。</p> <p>■ KPI：(1) 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 について対前年度以上とする。<u>【全支部一律】</u></p> <p>(2) 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。<u>【全支部一律：新設】</u></p>
<p>⑥ 柔道整復施術療養費等における<u>文書照会</u>の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</u> <u>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説し</u> 	<p>⑥ 柔道整復施術療養費等の<u>照会業務</u>の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>柔道整復療養費審査委員会で適正かつ効率的な審査を行う。</u> ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や「部位ころがし」と呼ばれる、<u>負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</u> ・ 加入者に対する文書照会<u>などを通じて制度の仕組みについての広報を</u>

<p><u>たリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書や長期施術に係る理由書等の確認を確実に実施する。また、不正疑い事案については厚生局へ情報提供を行う。</u> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について前年度以下とする</p>	<p><u>行い、柔道整復施術にかかる受診について正しい知識を周知する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多部位頻回や部位ころがしの施術が多くみられる施術者に対しては、柔道整復療養費審査委員会に設置されている面接確認委員会を活用して、施術の事実を確認する。</u> ・ <u>請求内容に不正または著しい不当の事実が認められる案件について、地方厚生局へ情報提供する。</u> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。【全支部一律】</p>
<p>令和4年度は「2.⑥」に記載</p>	<p><u>あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の適正化の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受領委任制度導入に伴い義務化された、医師の文書による同意の確認を確実に実施する</u>
<p>⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、<u>早期に</u>保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ <u>未返納の多い事業所データ等</u>を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した</u></p>	<p>⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 <u>2週間以内に</u>、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ <u>返納金債権の発生状況や保険証の未返納者が多い事業所データ</u>を活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証や回収不能届の添付の徹底を周知するとともに、<u>保険証の適正使用にかかる加入者への啓蒙・啓発活動</u>に取り組む。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

<p><u>取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</u></p> <p><u>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</u></p> <p>■ KPI：(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>	<p>■ KPI：(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】 (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】</p>
<p>⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 	<p>⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

<p>■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>93.4%</u> 以上とする</p>	<p>■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>92.7%</u> 以上とする。<u>【支部】</u></p>
<p>⑨ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの保険証としての利用の推進に協力する。 <p><u>【重要度：高】</u> <u>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</u></p>	<p>⑨ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、<u>システムの機能改善及び</u>加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。
<p>⑩ <u>業務改革の推進【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の履行を徹底し、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</u> ・<u>職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</u> <p><u>【困難度：高】</u> <u>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を</u></p>	<p>※令和4年度より追加</p>

	<p><u>実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</u></p>	
3. 戦略的 保険者機 能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p>
	<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・本部提供データ等を分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組みの実効性を高める。 <p>【上位目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」（虚血性心疾患）/「脳卒中」（脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作）/「腎不全」（腎症4期以降）の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。 	<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・本部提供データを分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組みの実効性を高める。 <p>【上位目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」（虚血性心疾患）/「脳卒中」（脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作）/「腎不全」（腎症4期以降）の新規発症者の割合が事業開始時点（平成29年度期初）を下回ること。
	<p>i) <u>特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>被保険者の健診実施率の向上に向けて、事業所規模に応じた勧奨を実施するほか、新規適用事業所への働きかけを重点的に行う。また、健診の開始年齢である35歳及び40歳の到達時に個人への働きかけを実施する。</u> 	<p>i) <u>加入者の属性に合わせた勧奨による特定健診・特定保健指導の受診率向上</u></p> <p><被保険者の健診受診率向上に向けた施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所規模、新規加入、健康企業宣言事業所等対象者の属性に応じて外部委託等を活用し、効果的、効率的な受診勧奨を実施する。

- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、事業所と健診機関へ働きかけを行う。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、集団健診実施地域の拡大を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

＜事業者健診データの取得率向上に向けた施策＞

- ・ 協会管掌の健診を未受診の事業所に対し、事業所の規模、業態に応じた効率的なデータ取得勧奨を実施する。

＜被扶養者の健診受診率向上に向けた施策＞

- ・ 集団健診の実施地域を拡大するとともに、実施済の地域についても実施結果を踏まえて会場の設置や回数調整等を行い需要に応じた適正化を図る。また、他県在住者に対するアプローチを推進する。
- それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。

<p>【健診数値目標】</p> <p>被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>2,233,729人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 <u>56.0%</u>（実施見込者数：<u>1,251,500人</u>） ・事業者健診データ 取得率 <u>3.8%</u>（取得見込者数：<u>85,000人</u>） <p>被扶養者（実施対象者数：<u>514,366人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 <u>26.0%</u>（実施見込者数：<u>133,500人</u>） <p>■ KPI：(1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>56.0%</u>以上とする (2) 事業者健診データ取得率を <u>3.8%</u>以上とする (3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>26.0%</u>以上とする</p>	<p>【健診数値目標】</p> <p>○ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>2,142,220人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 <u>52.7%</u>（実施見込者数：<u>1,130,000人</u>） ・事業者健診データ 取得率 <u>3.7%</u>（取得見込者数：<u>79,300人</u>） <p>○ 被扶養者（実施対象者数：<u>602,827人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 <u>25.0%</u>（実施見込者数：<u>151,000人</u>） <p>■ KPI：(1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>52.7%</u>以上とする。【支部】 (2) 事業者健診データ取得率を <u>3.7%</u>以上とする。【支部】 (3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>25.0%</u>以上とする。【支部】</p>
<p>ii) <u>特定保健指導の実施率及び質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の特定保健指導実施率の向上に向けて、指導対象者の利便性を考え、健診機関による健診受診当日の初回面談実施（一括・分割）を積極的に推進する。また、外部委託機関を有効に活用するとともに、健康企業宣言事業所に対してのアプローチを強化する。 <u>ICTを活用した遠隔による面談についても、指導対象者や事業所のニーズを踏まえながら推進する。</u> ・被扶養者の特定保健指導実施率の向上に向けて、指導対象者のニーズを踏まえて、ICTを活用した遠隔による面談実施を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p><u>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</u></p>	<p><被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託を活用した事業所への電話勧奨を実施し、協会保健師等による実施者数の拡大を図る。 ・健診機関による健診受診当日の実施（一括・分割）の推進および進捗管理の徹底。 ・事業所経由での保健指導の実施について、過去ご協力の了承を得られなかった事業所に対して、保健指導の重要性を訴える等の再アプローチにより了承を得られるよう働きかけを行う。 ・健康企業宣言事業所を切り口とした勧奨により、効果的に保健指導の実施者数の拡大を図る。 <p><被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した特定保健指導を推進し、実施者数の拡大を図る。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

また、新型コロナウイルスの影響を受けて、保健指導への事業所の協力が得られずに、実施件数に大きな影響を与えているも実施率が減少していて、困難度が高い。

【特定保健指導数値目標】

被保険者（特定保健指導対象者数：273,983人）

・ 特定保健指導 実施率 26.6%（実施見込者数：72,743人）

被扶養者（特定保健指導対象者数：12,549人）

・ 特定保健指導 実施率 7.6%（実施見込者数：950人）

- KPI：(1) 被保険者の特定保健指導の実施率を 26.6%以上とする
(2) 被扶養者の特定保健指導の実施率を 7.6%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 健診機関による健診当日の受診勧奨を実施し、未治療者（高血圧・高血糖・CKD）の受診を促進する。
- ・ 未治療者（高血圧・高血糖）の勧奨方法等を見直し継続的に勧奨することで受診を促進する。
- ・ 未治療者（CKD）の通知内容を改定・工夫し受診への理解が深まることで行動変容につなげる。

○ 被保険者（特定保健指導対象者数：244,279人）

・ 特定保健指導 実施率 19.6%（実施見込者数：47,903人）

○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：12,986人）

・ 特定保健指導 実施率 7.5%（実施見込者数：978人）

- KPI：被保険者の特定保健指導の実施率を 19.6%以上とする。**【支部】**
被扶養者の特定保健指導の実施率を 7.5%以上とする。**【支部】**

ii) 未治療者に対する重症化予防対策の推進

<健診受診後の未治療者に対する受診勧奨>

- ・ 通知内容を変え、三次勧奨まで行うことで行動変容を促し確実な医療機関受診へ繋げる。

<CKD（慢性腎臓病）未治療者に対する受診勧奨>

- ・ 通知内容を工夫し対象者への訴求力を高めることで受診へ誘導する。
- ・ 健診当日に健診機関からの勧奨実施について検討する。

<ul style="list-style-type: none"> ・<u>糖尿病等重症化予防事業を着実に実施し糖尿病の重症化予防に取り組む。</u> <p>【重要度：高】 <u>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.4%</u> 以上とする</p>	<p><u>＜糖尿病性腎症に係る重症化予防事業＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>重症化予防事業の参加者数を拡大するため、参加勧奨のタイミングや媒体等を工夫する。</u> <p>➤ <u>各事業において過去実施データの追跡により対象者の経年変化等の観察を行う</u></p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>11.8%</u> 以上とする。【支部】</p>
<p><u>iv) コラボヘルスの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進めることで、各団体との関係強化や健康企業宣言事業の普及・発展に努め、健康企業宣言事業所の拡大を図る。</u> ・<u>「健康企業レポート」の配布や、事業所訪問等を通じて事業所と健康課題の共有化を図る。</u> ・<u>事業所の健康づくりフォローアップの施策として、健康づくりセミナーの開催や、新たな取組みとして、健康経営支援動画（禁煙等）の作成及び配信を行う。</u> <p>【重要度：高】 <u>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が</u></p>	<p><u>iii) 健康企業宣言を柱としたコラボヘルスの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業所の健康意識向上のため、広報および勧奨を実施し健康企業宣言事業所の拡大を図る。</u> ・<u>事業所の健康づくりのフォローアップの施策として、健康づくりセミナーを開催する。</u> ・<u>新たな事業所の健康づくりのフォローアップ施策として、健康優良企業の健康づくり取組事例集を作成する。</u> ・<u>事業所の健康課題を見える化し、順位付けした「健康企業レポート」を作成、配布する。</u> ・<u>自治体や各関連団体と連携をとり、協同での働きかけ等健康づくりの裾野拡大を推進する。</u>

<p><u>打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>2,000 事業所</u>以上とする</p>	<p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>1,400 事業所</u>以上とする。【支部】</p>
<p>② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の保険財政について、事業主や加入者に理解いただくため、協会決算や取組に関する広報を実施（支部ツウシントーキョー等を発行）する。 ・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組みについて、理解度の向上を図る。 ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主なテーマとして、<u>全支部共通の広報資材を活用しつつ、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。あわせて、広報誌「協会けんぽ Times」やメールマガジン、支部ホームページ及び健康サポートサイト等により、時節柄に応じた広報を実施する。</u> ・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画を用いて、積極的に啓発を行う。 ・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組を強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のある<u>サービス（広報物発刊や研修会開催等）</u>を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>36.5%</u>以上とする。</p>	<p>② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の保険財政について、事業主や加入者に理解いただくため、協会決算や事業取組に関する広報を実施（支部ツウシントーキョー等を発行）する。 ・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組みについて、理解度の向上を図る。 ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主なテーマとして、<u>広報誌「協会けんぽ Times」を用いて時節柄に応じた広報を実施する。また支部ホームページや健康サポートサイト、メールマガジン等により、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。</u> ・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画を用いて、積極的に啓発を行う。 ・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組を強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のある<u>広報物発刊や研修会</u>を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>34.5%</u>以上とする。【支部】</p>

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。
- ・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。
- ・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック（後発）医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・医療機関がジェネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。
- ・医療供給側への対応として、保険薬局・保険医療機関に対し、「薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用した働きかけを行う。
- ・ジオターゲティング広告やリスティング広告等の新たな広報手段を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広告活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする（※）医科、DPC、歯科、調剤

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。
- ・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック（後発）医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・保険医療機関がジェネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。
- ・医療供給側への対応として、保険薬局・保険医療機関に対し、「薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用した働きかけを行う。
- ・ジオターゲティング広告やリスティング広告等の新たな広報手段を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広告活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。
- ・「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点 80.0%以上とする。【支部】 ※医科、DPC、歯科、調剤

<p>④ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。 ・地域医療を守る観点から、<u>医療データ等の分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」</u>について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。 <p>【重要度：高】 <u>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>④ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議等の場において、協会の医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなどエビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。 ・地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。 <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を全支部で実施する。【全支部一律】</p>
<p>⑤ 関係団体との事業連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。 	<p>⑤ 関係団体との事業連携の推進 【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。

	<p>⑥ <u>調査研究の推進【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療費データ・健診データ等から、年齢や業態別の疾病構造を把握し、健康課題の解決に向けた効果的な保健事業の検討をしていく。</u> 	※令和4年度より追加
4. 組織運営体制関係	<p>① <u>人事制度の適正な運用【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>役職毎の役割定義を意識した人材育成計画を策定し実行する。</u> ・<u>研修等を通じて、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職層への入り口であるグループ長補佐について、重点的に取り組む。</u> ・<u>次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた、人員配置のあり方について検討する。</u> 	※令和4年度より追加
	<p>② OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（OFF-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。 ・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。 	<p>① OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（OFF-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。 ・<u>支部の課題を踏まえた、職員からの業務改革・改善提案により、独自性を活かした「パイロット事業」等を提案する。</u> ・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。
	<p>③ <u>本部支部間の連携の強化【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>支部の重点課題を整理したうえで、本部と明確に共有し、課題解決に向けた本部との更なる連携強化に取り組む。</u> 	※令和4年度より追加
	<p>④ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、<u>有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練等を実施する。</u> 	<p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、各種リスクを想定した訓練<u>や行動計画の策定等により、有事に対応できる体制を整備する。</u> ・個人情報保護・情報セキュリティ対策については、研修の実施や個人

<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・情報セキュリティ対策については、研修の実施や個人情報保護委員会の開催等により、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。 	<p>情報保護委員会の開催等により、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。</p>
<p>⑤ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・<u>ハラスメントに関する相談窓口等について、職員が安心して相談できるよう周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</u> 	<p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・<u>職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンスにかかる、自己点検やアンケート等を実施する。</u>
<p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、<u>複数者からの見積書の徴取</u>、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</p>	<p>④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札または見積競争公告（調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。<u>【全支部一律】</u></p>

令和4年度 東京支部KPI（案）… 1/3

	事業計画	KPI設定項目	東京支部		
			令和4年度 KPI	令和3年度 実績	【参考】 令和3年度 KPI
1. 基盤的保険者機能関係	② サービス水準の向上	(1)サービススタンダードの達成状況	100 %	99.99 (R3.8) %	100 %
		(2)現金給付等の申請に係る郵送化率	98.6 %以上	98.5 (R3.11) %	98.3 %以上
	⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	(1)社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上	未確定	0.286 (R3.10) %	0.265 %以上
		(2)協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上	未確定	5,975 (R3.10) 円	5,671 円以上
	⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について前年度以下	未確定	0.91 (R3.10) %	1.19 %以下
	⑦ 返納金発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	(1)日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上	未確定	70.5 (R3.10) %	89.8 %以上
		(2)返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)回収率を対前年度以上	未確定	32.4 (R3.10) %	39.03 %以上
	⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	93.4 %以上	未確定	92.7 %以上

令和4年度 東京支部KPI（案）… 2/3

	事業計画	KPI設定項目	東京支部		
			令和4年度 KPI	令和3年度 実績	【参考】令和3年度 KPI
2. 戦略的保険者機能関係	① i 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	(1)生活習慣病予防健診実施率	56.0 % 以上	23.0 (R3.11) %	52.7 % 以上
		(2)事業者健診データ取得率	3.8 % 以上	1.2 (R3.11) %	3.7 % 以上
		(3)被扶養者の特定健診実施率	26.0 % 以上	12.8 (R3.10) %	25.0 % 以上
	① ii 特定保健指導の実施率及び質の向上	(1)被保険者の特定保健指導の実施率	26.6 % 以上	9.9 (R3.11) %	19.6 % 以上
		(2)被扶養者の特定保健指導の実施率	7.6 % 以上	10.6 (R3.11) %	7.5 % 以上
	① iii 重症化予防対策の推進	受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.4 % 以上	9.45 (R3.10) %	11.8 % 以上
	① iv コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	2,000 事業所 以上	1,585 (R3.11) 事業所	1,400 事業所 以上
	② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	36.5 % 以上	31.16 (R3.9) %	34.5 % 以上
	③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合* ※医科、DPC、 <u>歯科</u> 、調剤における使用割合。	80.0 % 以上	79.1 (R3.8) %	80.0 % 以上
	④ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信	実施	未確定	実施

令和4年度 東京支部KPI（案）… 3/3

3. 組織運営体制関係	事業計画	KPI設定項目	東京支部		
			令和4年度 KPI	令和3年度 実績	【参考】 令和3年度 KPI
⑥	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0 %以下	17.6 (R3.12) %	20.0 % 以下